

琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則「昭和32年鳥取県規則第22号」(以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金(以下「本負担金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本負担金は、琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業(以下「負担事業」という。)について、鳥取県(以下「甲」という。)が事業実施主体である琴浦町(以下「乙」という。)に対して、乙の負担の軽減を行うことで、緊急輸送道路の橋梁耐震化を推進することを目的として交付する。

(負担金の交付)

第3条 甲は、前条の目的の達成に資するため、負担事業を行う乙に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

2 本負担金の額は、負担事業に要する別表第1欄に掲げる経費の額に、同表の第2欄に定める算定方法によって得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、事業着手の30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(負担金の受入)

第6条 乙は、前条の規定により本負担金の交付決定通知を受けた場合は、本負担金を琴浦町立公共施設等建設基金に繰り入れるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本負担金の増額を伴う変更
- (2) 負担事業の目的及び効果に変更をもたらす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、負担事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、負担事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第3項による報告は、様式第4号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表

1 負担金対象経費	2 負担金額の算定方法
本工事費 附帯工事費 測量設計費 用地費及び補償費	以下のとおりとする。

2負担金額の算定方法

橋梁の耐震化を県が事業主体として実施した場合の県の実負担額(事業費に以下負担率を乗じた額)。

県の実負担額 = 事業費 × 8.0%

・**県の実負担率 : 8.0%(=5.5%+2.5%)**

県が事業主体として橋梁の耐震化実施した場合の財源構成(H26年度の場合)

農山漁村地域整備交付金 50.0%	県負担 25.0%			町負担 25.0%		
	公共債 22.50%			一般財源	公共債 22.50%	
	交付税措置 5.0%	後進地域特例法 12.0%	自主財源 5.5%	2.5%	交付税措置 5.0%	自主財源 17.5%
						一般財源 2.5%

↑ ↑
県の実負担率

※負担金の計算については、各年度の後進地域特例法における引上げ率によって計算する。

※農山漁村地域整備交付金(H26年度現在) : 50%

※農道保全対策事業における市町村負担金 : 25%

※公共事業等債の充当率 : 90%

※公共事業等債の充当率のうち財源対策債分 : 40%

※上記財源対策債分のうち元利償還金に対する交付税措置 : 50%

※後進地域特例法における引上げ率については各年度の率を適用

※地方債については1万円の端数切で計算

平成〇〇年度琴浦町道鋤上野線橋梁耐震補強事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画の内容

3 事業費の内訳

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

平成〇〇年度琴浦町道劬上野線橋梁耐震補強事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

	事業費計 （負担金）	社会資本整備総合交付金	〇〇債		一般財源	備考
		国費	交付税措置	自主財源		
本年度予算額 （本年度決算額）						

2 支出

（単位：円）

	工事費（計）	本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及び補償費
本年度予算額 （本年度決算額）					

第 年 月 日 号

職 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名 ㊞

〇〇年度琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下、「申請書」という。）で申請のあった琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業（以下「負担事業」という。）執行に係る負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本負担金の負担事業は、「琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業」とし、その内容は、交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本負担金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、負担事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

(2) 交付決定額 金〇〇〇〇〇〇〇〇 円

3 交付額の確定

本負担金の額の確定は、負担対象経費の実績額について琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金交付要綱（平成26年3月 日付第 号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 負担規程の遵守

本負担金の収受及び使用、負担事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

第 年 月 日 号

職 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟

〇〇年度琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金進捗状況報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る事業の〇〇年度の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。）第17条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

負担事業の名称	〇〇年度琴浦町道鈿上野線橋梁耐震補強事業執行に係る負担金	
	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
〇〇年度までの実績①		
〇〇年度における実績②		
〇〇年度以降の実施予定③		

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。